

平成30年9月19日

岡山県 総社市

公益通報者保護専門調査会中間整理に対する意見書

1 不利益取扱いから保護する通報者の範囲について（P. 4）

主な意見としては、新たに退職者を不利益取扱いから保護する通報者に含めるべきであるとするものがあった。

不利益取扱いから保護する退職者を退職後一定期間内の者に限定するかどうかについては、実態に照らして合理的な期間を設定することができるかどうかという点も考慮して、引き続き検討することとされた。

→ 新たに退職者を不利益取扱いから保護する通報者に含めるとともに、退職者の家族なども、利害関係人として通報者の範囲に入れる方向で検討いただきたい。

退職後の期間限定については、退職後一定期間内の者に限定して早期の通報を促すことが法律の趣旨にも沿うという公益通報者保護法の主旨を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

2 行政による調査措置義務の対象となる通報者の範囲について（P. 6）

不利益取扱いから保護する通報者以外の者からの通報であっても、行政機関の調査措置義務の対象とすべきであるとの意見が多かった。

→ 不利益取扱いから保護する通報者以外の者からの通報であっても、調査を行うべきであり、通報者以外の者についても行政機関の調査対象とすべきである。

3 通報対象事実の範囲に条例を追加することについて（P. 8）

条例であるとしても通報対象事実の範囲から除外する理由はないとの意見が多かった。

他方、条例の内容は多岐にわたることから、条例を法律と同様の基準で通報対象事実の範囲に含めることができるかどうかを具体的な条例を基に精査するなど、引き続き検討することとされた。

→ 同じ法律のもとで制定された条例であっても、自治体によって規律の基準又は罰則が異なるため、条例に応じて“通報対象事実”の基準が異なるのはいかなものか。

また、法における通報対象事実は、犯罪行為又は犯罪行為となり得る規制違反行為となる法律違反であることが必要とされている。条例を含めるとした場合、条例違反の行為について罰則規定がない場合は、単なる条例違反であって「犯罪」ではない。条例は多岐にわたることを踏まえ、慎重に検討すべきである。

地方自治法第14条

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 略

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

4 事業者内部通報体制の整備義務を課すことについて（P. 12）

事業者内部通報体制の整備義務を課す方向で検討すべきであるとの意見が多かった。

主な意見としては、公益通報者保護制度に対する事業者の意識改革のためにも、内部通報体制の整備義務を課す必要があるとするものがあつた。

→ 公益通報者保護制度に対する事業者の意識改革、啓発、未然防止のため、内部通報体制を整備する必要はあるが、まず本制度の周知を十分に行うことが必要ではないか。

内部通報体制の整備義務を課すにあたっては、大規模の事業者と中規模・小規模の事業者とで分けて考える、更に細分化して事業者実態に沿った整備義務を課すなど、義務化に向けて慎重に検討する必要がある。

5 行政機関における通報体制整備義務について（P. 14）

行政機関における通報体制（内部通報体制・外部通報受付体制）の整備については、通報体制の整備義務を課す方向で検討すべきであるとの意見が多かった。

他方で、行政機関に通報体制の整備義務を課すことについては、地方自治法との関係や、関係機関との調整を踏まえて検討する必要があるとの意見があった。

→ 国や都道府県と比べ、通報窓口の設置率が低いことを理由に通報体制整備の義務を課すのは、あまりに短絡的発想ではないか。地方自治体のみならず国民に広く周知し、本制度が活用される環境を整えるのが第一義ではないのか。

地方自治法第245条の3（関与の基本原則）

第245条の3 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2～6 略

平成28年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

市区町村における通報・相談窓口（内部・外部とも）の未設置理由は、一見、市町村の後ろ向きな対応とも読める「人手が足りない」、「同規模の市区町村も設置していない」が上位を占める一方、「必要性を感じない」、「どのような制度か分からない」といった制度の周知不足に起因するものも大半を占めている。

6 守秘義務について（P. 16）

既に公務員法上に罰則付きの守秘義務規定があるものの、公益通報者保護法でも守秘義務があることを明確化すべきであるとの意見が多かった。

他方で、刑事罰を上乗せすることについては、まずは通報に関する情報が守秘義務の対象になることを確認的に定めることで足り、現時点では刑事罰の上乗せを行うだけの立法事実に欠けるとの意見を踏まえて、慎重な検討が必要とされた。

→ 2号通報先において、通報を受けた職員は、公益通報であるか否かに関わらず、地方公務員法第34条に基づき、守秘義務を守った対応とすることが十分に想定されるため、公益通報者保護法で改めて守秘義務を明確化する必要性はないのではないか。

また、既に地方公務員法第60条において、守秘義務に係る罰則が規定されていることから、刑事罰を上乗せする必要はないのではないか。

地方公務員法第34条（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2及び3 略

地方公務員法第60条（罰則）

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

(3)～(8) 略

7 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置について（P. 19）

ア 行政措置を導入することの是非

不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置を導入する必要があるとの意見が多かった。

イ 行政措置の種類

行政措置の種類としては、是正を勧告し、事業者が従わない場合には公表をすべきであるとの意見が多かった。また、その前段階として、調査及び事実認定をしっかりと行った上で、助言や指導を繰り返し行って是正を促すなど、慎重な手続を踏むべきであるとの意見があった。

→ 市町村が処分又は勧告等の権限を有する法律（悪臭防止法、廃棄物処理法、食品衛生法等）については、既に行政措置や罰則が設けられている。

そのため、行政措置の導入にあたっては、すべての通報対象事実の対象法令において、行政措置が重複することのないよう慎重に検討する必要がある。

悪臭防止法第8条（改善勧告及び改善命令）

第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3～5 略

悪臭防止法第24条（罰則）

第24条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3（事業の停止）

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2)及び(3) 略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条（罰則）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)～(4) 略

(5) 第7条の3、第14条の3（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）又は第19条の6第1項の規定による命令に違反した者

(6)～(16) 略

2 略

食品衛生法第55条

第55条 都道府県知事は、営業者が第6条、第9条、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項若しくは第50条第3項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第52条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条例に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 略

食品衛生法第66条

第66条 第48条第8項、第52条、第53条第2項、第54条、第55条第1項、第56条及び第63条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあっては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。